

第1条 (会員)

会員は、本特約 (以下「本特約」という。) 及びセディナクオークカード会員規約 (以下「会員規約」という。) を承認の上、カードをご利用いただけます。

第2条 (カードショッピングの利用額の支払方法)

会員規約の規定にかかわらず、カードショッピングの支払金の支払方法は、以下のとおりとします。

- (1) 日本国内及び国外の加盟店でカードを利用した場合、カードショッピング利用代金の支払区分は、原則として翌々月1回払いとします。
- (2) (1) にかかわらず、会員が希望し会社が適当と認めた場合は、カードショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払いにすることができます。また、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、均等分割払い、ボーナス併用分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分にすることができます。ただし、加盟店及び商品・サービスにより上記支払方法の一部が利用できない場合、また後記 (3) に定める支払回数・支払期間・手数料・支払月が異なる場合があります。
- (3) 本人会員のカードショッピング利用代金の支払期日及び支払金額は、適用される支払区分に応じて次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
 - ① 翌々月1回払いについては、利用代金の全額を利用月の翌々月の支払期日にお支払いいただきます。手数料はいただきません (実質年率0.00%)。
 - ② 2回払いについては、利用代金の半額 (端数は、初回分に算入) を利用月のそれぞれ翌月と翌々月の支払期日にお支払いいただきます。手数料はいただきません (実質年率0.00%)。支払期間は2ヵ月とします。
 - ③ ボーナス一括払いについては、利用代金の全額を支払月の支払期日にお支払いいただきます。支払月は原則としてカード利用日に応じて、冬期1月・夏期8月となります。手数料はいただきません (実質年率0.00%)。支払期間は1ヵ月から13ヵ月とします。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。
 - ④ 均等分割払いについては、支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、④のなお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間 (ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率 (%)	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73	14.87	14.93	14.95	14.96
利用代金 100 円あたりの 手数料の額 (円)	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32

(例) 利用代金 100,000円 10回払い (頭金なし)、約定支払日が26日の場合

手数料 100,000円 × (6.8円/100円) = 6,800円

支払総額 100,000円 + 6,800円 = 106,800円

- ⑤ ボーナス併用分割払い：ボーナス併用分割払いの支払総額は、利用代金に均等分割払いの手数を加算した金額となります。ボーナス支払月は冬期1月・夏期8月 (ただし、一部加盟店において会員が指定する場合を除く。) とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス加算額合計は利用代金の50%相当額とし、ボーナス併用回数で均等分割 (ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。) し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。また、理由の如何を問わず、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しなかったものとして取り扱います。なお、ボーナス併用分割払いの実質年率は、均等分割払いの実質年率と異なる場合があります。⑥ リボルビング払いについては、毎月月末にカードショッピングの利用代金を締め切り、(4) に定める定率リボルビング払いの方法により算出して得た額を会社に支払うものとします。

(4) リボルビング払いの場合、本人会員は、締切日の利用代金の残高（以下「利用残高」という）に対し、5%の支払比率を乗じた額（1,000円単位、1,000円未満は切り上げ）を支払うものとします。ただし、弁済金は、最低5,000円とします。当該弁済金には利用残高に対する1.25%（実質年率15.00%）の手数料を含みます。ただし、新規にカードショッピングを利用する場合、ご利用の日から最初に到来する支払日までの期間は手数料計算の対象としません。

(5) 弁済金（各回ごとの支払額をいう。）の具体的算定例は次のとおりとなります。

[例] 支払比率5%の場合

7月15日にカードショッピングを250,000円ご利用の場合

◆初回のお支払い（8月26日）の内容

- ・弁済金：250,000円×5%＝12,500円。切り上げし、13,000円
- ・手数料充当分：7月15日から8月26日までの期間は手数料計算の対象としません。
- ・弁済金のうち元本充当分：全額元本に充当いたします。
- ・お支払後の元本：250,000円－13,000円＝237,000円

◆第2回目のお支払い（9月26日）の内容

- ・締切日（8月31日）時点の元本：250,000円－13,000円＝237,000円
- ・弁済金：237,000円×5%＝11,850円。切り上げし、12,000円
- ・手数料充当分：237,000円×15.00%÷12ヵ月＝2,962円
- ・弁済金のうち元本充当分：12,000円－2,962円＝9,038円
- ・お支払後の元本：237,000円－9,038円＝227,962円

(6) 利用残高と手数料の合計額が、最低弁済金に満たないときは、弁済金は、その合計額とします。

(7) (4) の支払比率は、社会情勢の変化その他相当の事由がある場合には、会社において変更できるものとします。会員は、会員規約の規定にかかわらず、会社から支払比率の変更を通知した後は、変更後の支払比率が適用されることをあらかじめ承認します。

第3条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 会員規約の規定は、本特約の変更の場合にこれを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号